

令和8年度  
徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金  
(事業者向け個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

## 提出書類チェックリスト・記入例

令和8年度 個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業 申請書類チェックリスト

チェック	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書（様式第1号）	P5参照
<input type="checkbox"/>	住民票の写しの <b>原本</b> ※コピー不可	申請日から起算して3か月以内に取得したもの
<input type="checkbox"/>	納税証明書 都道府県税分 ※コピー不可	P4参照
<input type="checkbox"/>	納税証明書 国税分「その3の2」	
<input type="checkbox"/>	誓約書（様式1-1）	P6参照
<input type="checkbox"/>	事業実施計画書（様式1-2）	P7～10参照
<input type="checkbox"/>	補助対象設備を設置する住宅の場所が 確認できる位置図	地図アプリのコピーなど、住宅の場所がわかるもの
<input type="checkbox"/>	太陽光パネルの配置図面	どの屋根面に何枚、どのようなレイアウトで配置するか確認できる図面
<input type="checkbox"/>	パワコン（・蓄電池）の配置図面	機器の設置場所（屋内・屋外の別、および具体的な設置位置）がわかる図面 ※エクセルや手書きで作成される場合は、方角や玄関の位置を記入いただくなど、具体的な位置が確認できるようにしてください。
<input type="checkbox"/>	写真台紙	「【R8 撮影チェックリスト・写真台紙】（太陽光発電・蓄電池）」を必ず参照し、機器の撮影し忘れがないよう注意してください。 条件を満たさない写真は、再撮影・再提出が必要となります。
<input type="checkbox"/>	補助対象設備のカタログ、 パンフレット等のコピー	旧式や類似型式の添付が多発しています。 実際に設置する機器の型式と一致しているか確認してください。
<input type="checkbox"/>	発電する電力の消費量計画書 （様式1-3）	P11参照
<input type="checkbox"/>	年間発電量のシミュレーション資料	
<input type="checkbox"/>	年間電力消費量が確認できる書類	
<input type="checkbox"/>	電気配線図	パネル・パワコン・分電盤・蓄電池の連系が確認でき、 系統（売買電メーター側）との接続構成が明示されていること。
<input type="checkbox"/>	収支予算書（様式1-4）	P12参照
<input type="checkbox"/>	見積書のコピー	県内に支店や営業所を有する事業者との契約が補助対象です。 ・受付できる例） 契約書・見積書・領収書に記載の請負業者：株式会社〇〇 東京本社 実際の施工：株式会社〇〇 徳島支店 ・受付できない例） 契約書・見積書・領収書に記載の請負業者：××株式会社（徳島支店無し） 実際の施工：株式会社〇〇 徳島支店
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書のコピー	
<input type="checkbox"/>	補助対象設備を設置する住宅の登記事項証明書 ※コピー不可	原則として、パネルを載せる構造物（建物）の登記が必要です。 ただし、倉庫等への設置で未登記の場合や、地面に直接設置する場合は、土地の登記をご用意ください。 住宅の屋根に設置する場合で建物が未登記の場合は、所有者の確認のため固定資産税の納税通知書のコピーを併せて添付してください。
<input type="checkbox"/>	※ローン契約書のコピー	※ローン契約の場合は提出が必要です。 完済までローン会社に所有権が留保される契約は補助対象外です。 ローン契約書や約款にて、「代金完済前であっても、引渡し時に所有権が移転する」旨の条項があることを確認し、その文言が記載された該当箇所の写しを添付してください。
<input type="checkbox"/>	※同意書（様式1-5）	※既築住宅の所有者でない者が申請する場合に限り、提出が必要です。 詳細はP13を参照
<input type="checkbox"/>	※蓄電池価格確認書（様式1-6）	※蓄電池を導入する場合に限り、提出が必要です。 詳細はP14を参照
<input type="checkbox"/>	その他知事が必要と認める書類	審査の過程で、追加書類の提出を依頼する場合がございます。

令和8年度 個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業 実績報告書類チェックリスト

チェック	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	実績報告書（様式第5号）	P16参照
<input type="checkbox"/>	領収書のコピー	紙の領収書の場合は、適正に収入印紙が貼付されたもののコピーを提出してください。 ※電子発行の場合は印紙不要
<input type="checkbox"/>	領収書内訳書のコピー	申請時の見積書の内容から変更が無い場合は、見積書のコピーをそのまま添付していただいて差し支えありません。
<input type="checkbox"/>	写真台紙	「【R8 撮影チェックリスト・写真台紙】（太陽光発電・蓄電池）」を必ず参照し、機器の撮影し忘れないよう注意してください。 条件を満たさない写真は、再撮影・再提出が必要となります。
<input type="checkbox"/>	保証書または出荷証明書のコピー	設置場所の住所の記載があるものとしてください。 ※記載が難しい場合はご相談ください。
<input type="checkbox"/>	電力会社と電力需給契約を締結していることが確認できる書類のコピー	系統連系に係る契約のご案内、電力需給契約のご案内等（固定価格買取制度を利用しないことが分かるもの） 「書類が発行されない」等の理由による未提出は受理できません。 余裕を持って各電力会社へ申込みを行ってください。
<input type="checkbox"/>	収支精算書	P17参照
<input type="checkbox"/>	※太陽光発電設備と直接連系していることが確認できる電気配線図面等の書類	※交付申請時の図面から変更が生じた場合は提出が必要です。
<input type="checkbox"/>	補助金請求書（様式第6号）	P18参照
<input type="checkbox"/>	口座情報が確認できるもの	
<input type="checkbox"/>	その他知事が必要と認める書類として、追加書類の提出を求める場合がございますので、ご了承ください。	

※納税証明書の取り誤りや、不足が多く発生しておりますので、ご注意ください。

①県税の未納証明

②国税（所得税と消費税）の未納証明 ※所得税と消費税の両方が必要。  
の2書類を提出いただく必要があります。

【納税証明書の取得場所と必要となる証明事項について】

①「都道府県税」

取得場所： **県税局、各県民局**

取得書類： 全ての県税

（個人県民税及び地方消費税を除く）及び地方法人特別税・特別法人事業税

（※交付申請の証明事項は「7番」を選択し、提出）

参考URL：「県税すべてに未納がないことの証明書」の交付申請について

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/zeikin/2016011500123/>

税目	全ての国税（個人県民税及び地方消費税を除く）及び地方法人特別税・特別法人事業税			
課税年度・課税年度 または年・月	証分 納付（納入） すべき額 円	納付（納入） した額 円	未納の額 円	法 定 納 期 限 等

②「国税（所得税、消費税及び地方消費税）」

取得場所： 税務署

取得書類： 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について  
未納税額のない証明用

（※交付申請の証明事項は「**その3の2**」を選択し、提出）

※国税については、「電子」で納税証明書も発行できますので御活用ください。

参考URL： <交付請求手続き>

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

<税務署所在地（徳島県）>

<https://www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/location/tokushima.htm>

納 税 証 明 書  
【その3の2 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用】

住 所 (納税地)  
氏 名 (名・姓)

1 申告所得税及復興特別所得税について未納の税額はありません。  
2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

令和 年 月 日

※申請日は県への持込日ではなく、不備書類を含め、全ての提出書類が県に揃った日となります。

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

自動反映

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

2 交付申請額

自動反映

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 関係書類

- (1) 住民票の写し（申請日から起算して3か月以内に発行されたもの）
- (2) 納税証明書（申請日から起算して3か月以内に発行されたもの）  
①県税すべてに未納がないことの証明  
②国税（所得税、消費税及び地方消費税分）に未納がないことの証明
- (3) 誓約書（様式1-1）
- (4) 事業実施計画書（様式1-2）
- (5) 補助対象設備を設置する住宅の場所が確認できる位置図及び機器の配置図面  
(平面図、立面図等には補助対象設備の設置箇所を表示すること)
- (6) 補助対象設備を設置する住宅及び機器の配置が確認できる写真（工事着工前のもの）
- (7) 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様がわかるもの）
- (8) 発電する電力の消費量計画書（様式1-3）
- (8) 年間発電量のシミュレーション
- (8) 年間電力消費量が確認できる書類
- (9) 電気配線図
- (10) 収支予算書（様式1-4）
- (11) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (12) 契約書その他の契約を証する書類（工事着工予定日等が確認できる書類）
- (13) 補助対象設備を設置する住宅の登記事項証明書
- (14) 同意書（様式1-5）（既築住宅の所有者でない者が申請する場合に限る。）
- (15) 蓄電池価格確認書（様式1-6）（蓄電池を導入する場合に限る。）
- (16) その他知事が必要と認める書類

<全ての様式共通>

- 1 印刷した際に体裁が崩れてしまうので、  
**原則、各様式のセルの列幅の変更、削除、挿入は行わないようにお願いいたします。**
- 2 **赤枠で囲っている箇所は入力の手間を省くため数式が入っている箇所です。**  
**なお、記入したい内容と異なる場合は数式を削除の上、適宜入力をお願いいたします。**
- 3 **「様式1-2」を最初に作成いただくことで、他の様式に反映されるようになっております。**

基本的には、補助事業者が、

- ①補助対象設備の引き渡しを受け
- ②工事代金全額の支払いが済んだ 時点をもって事業の完了（事業完了年月日）となりますが、関係書類（電力需給契約の写し、保証書、出荷証明書の写し等）の取得が上記①②より遅れる場合、最後に揃った関係書類に記載の日を事業完了年月日としてください。

様式1-1(第6条関係)

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金  
個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る誓約書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 以下の項目は必須で☑をすること。

- 申請書類の記載事項は、全て事実と相違ないこと。
- 国及び国の委託を受けた団体から、他の太陽光発電設備・蓄電池に係る補助金を受けていないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
- 本事業で取得した設備は反社会的勢力に提供しないこと。
- 本事業で取得した設備の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- 本事業で取得した設備については、法定耐用年数を超えて使用すること。
- 本事業で取得した設備については、法定耐用年数の期間、適切な管理・運用を図ること。
- 太陽光発電設備については、徳島県内の既築住宅と同一敷地内に設置すること。
- 太陽光発電設備により発電した電力については、30パーセント以上を自家消費するものとし、自家消費については、店舗等を併用しない既築住宅のみで行うこと。
- 太陽光発電設備により発電した電力量や自家消費量がわかる資料については、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- 太陽光発電設備については、法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 固定価格買取制度を活用しないこと。
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。

2. 以下の項目は必要に応じて☑をすること。

- 申請内容について、県が様式1-2に記載の施工業者へ確認することを承諾します。

令和 年 月 日 確認・署名した日付

徳島県知事 殿

申請者

住所

氏名(自署)

全ての項目を申請者本人が確認してチェックをつけてください。

令和10年度に発電量及び使用電力量等の調査を行いますので、その際は御協力ください。

※補助対象設備の法定耐用年数

・太陽光発電設備 17年

・蓄電池設備 6年

必ず申請者本人の直筆で記入した原本を提出してください。

※ファックス・コピー不可

個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る事業実施計画書

1 申請者 **こちらの欄に記入した申請者情報が様式全体に反映されます。**

フリガナ	
氏名	
現住所	〒
電話番号	
(E-mail)	

2 事業概要

申請対象設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備のみ <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備及び蓄電池	
既築住宅の情報 (太陽光発電設備で発電した電力を自家消費する住宅)	住所	〒
	所有関係	
	所有権登記日	年 月 日
	既築住宅の所有者の氏名	(申請者との関係: ) ※申請者と既築住宅の所有者が同じでない場合、同意書(様式1-6)が必要
申請対象設備を設置する箇所の情報	設置箇所(自己敷地内)	<input type="checkbox"/> ①上記の既築住宅の屋根上 <input type="checkbox"/> ②①以外( ) ⇒②を選択した場合、以下の太枠内も記入すること。
	既築住宅の屋根上に設置できない理由	
	所有関係	
	所有権登記日	年 月 日
	設置する箇所の所有者の氏名	(申請者との関係: ) ※申請者と設置箇所の所有者が同じでない場合、同意書(様式1-6)が必要
余剰電力の売電有無 ※FITは対象外	<input type="checkbox"/> 有 ⇒ 売電予定先( ) <input type="checkbox"/> 無	
補助対象設備の購入等契約の内容確認 (所有権の取得状況)	補助対象設備の購入等契約については、実績報告までに申請者が設備の所有権を取得できる内容となっているか。 <input type="checkbox"/> 実績報告までに所有権を取得できる。 <input type="checkbox"/> 実績報告までに所有権を取得できない。(※補助対象外) ※実績報告までに補助対象設備の所有権を申請者が取得していることが補助の要件。実績報告後も代金の支払いが完了するまで所有権を取得できない場合は補助対象外であるため、申請にあたっては事前に購入等契約の内容を確認しておくこと。	

は選択していただくのが付くようになっております。  
 交付申請額の算定に関する箇所については簡素化を目的に一部数式を入力しております。  
 計算結果が実態と異なっている場合は適宜修正をお願いいたします。

補助金の入金先は、申請者本人名義の口座に限ります。  
 親族や施工業者など、本人以外の名義には入金できません。

建物または土地の登記事項証明書「**権利部(甲部)**」に記載されている最新の日付と所有者を記入してください。  
 ただし、倉庫等への設置で未登記の場合や、地面に直接設置する場合は、土地の登記をご用意ください。  
 住宅の屋根に設置する場合で建物が未登記の場合は、所有者の確認のため固定資産税の納税通知書のコピーを併せて添付してください。

例：築年数経過による屋根下地の強度不足および劣化のため。  
 隣接建物の影による日照不足で、十分な発電が見込めないため。  
 施工によりハウスメーカーの防水保証が失効してしまうため。 など

売電無しの場合でも、電力会社への系統連系の申込みが必要です。  
 実績報告時に接続契約が確認できる資料が必要ですので、余裕を持って申込みを行ってください。  
 ※系統連系の申込みにあたり具の交付決定を待つ必要はありません。

**完済までローン会社に所有権が留保される契約は補助対象外です。**  
 ローン契約書や約款にて、「代金完済前であっても、引渡し時に所有権が移転する」旨の条項があることを確認し、その文言が記載された該当箇所の写しを添付してください。

### 3 事業計画

契約年月日	令和      年      月      日
工事時期(予定)	
	着工年月日      令和      年      月      日
	完了年月日      令和      年      月      日
契約代金 支払完了時期(予定)	令和      年      月      日

工事時期（予定）は設備の設置工事を行う期間を記入してください。

※こちらに記入した着工年月日の2週間前までに申請書類一式の提出が必要です。  
書類の不備等がある場合は審査期間が延伸する場合がありますので、余裕を持ってご提出ください。

代金の支払や系統連系の申込みを含め、1月31日までに完了し、実績報告書類を提出できる事業が補助対象です。

4 補助対象事業の概要 ※パネル2種類 (5.71 kWh) ,パワコン5kWh

(1) 太陽光発電設備 設備費100万円、設置工事費10万円の場合の記入例

	メーカー名	型番	定格出力	数量	定格出力の合計値
太陽電池 モジュール ※1				15枚	5.71 kW
新設	No.1	〇〇ソーラー	455W	10枚	4.55 kW
	No.2	〇〇ソーラー	232W	5枚	1.16 kW
	No.3				kW
	No.4				kW
	No.5				kW
	計			15枚	5.71 kW
既設	No.1				kW
	No.2				kW
	No.3				kW
	No.4				kW
	No.5				kW
	計				kW
パワー コンディショナー	新設	〇〇ソーラー	5kW	1台	5 kW
	既設				kW
太陽光発電設備の 公称最大出力の合計値 (10kW未満が対象) ※2	新設+既設				5 kW
	新設				5 kW
	既設				kW
	太陽電池出力増加分 ※最低1kW以上出力が増加することが必要				5 kW
補助対象経費	設備購入費(税抜) ※付帯設備の購入費を含む。(蓄電池を除く)				1,000,000 円
	工事費(税抜) ※太陽光発電設備の設置に係る費用に限る。				100,000 円
	合計金額(税抜)				1,100,000 円
補助金の交付申請額 ※上限額35万円(公称最大出力の合計値(kW)×7万円)					350,000 円

※1 定格出力が異なる等、複数のモジュールを設置する場合、個別(Noごと)で記載すること。  
太陽電池モジュールの公称最大出力(定格出力)の合計値は10kW未満であること。  
なお、増設の場合は、新設分と既存分を合わせて10kW未満であること。

※2 太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とは、「太陽電池モジュールの公称最大出力(定格出力)の合計値」又は「パワーコンディショナーの公称最大出力(定格出力)」の小さい方の値をいい、小数点以下を切り捨てとする。なお、増設の場合は、太陽電池出力増加分のみが補助対象。

定格出力と数量の欄は値を入力すると単位が自動入力されます。

赤字内は自動計算されます。算出された合計値が導入設備の出力と一致しているかご確認ください。

パネル・パワコン本体・架台の費用

パネル・パワコンの運搬費、足場の設置費用を含みます。

補償、電力申請等の事務費、調査・設計費などの諸経費は除いてください。

パワコン一体型蓄電池で、費用が切り分けられない場合は蓄電池の経費として計上してください。

(2)蓄電池(※導入しない場合は記入不要)

メーカー名		
パッケージ型番 (SI登録内容)		
自立運転機能	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(※補助対象外)	
蓄電容量 (A)	kWh (小数点第2位以下切り捨て)	
補助対象経費	設備費(税抜)	円 ※付帯設備の購入費を含む。(太陽光発電設備を除く)
	工事費(税抜)	円 ※蓄電池の設置に係る費用に限る。
	合計金額(税抜) (B)	円
補助金の交付申請額 <small>※「補助対象経費の1/3」又は「蓄電システム価格15.5万円/1kWh(工事費込み・税抜き)の1/3」の小さい方の値。ただし、補助上限額は25万8千円とする。</small>	自動反映	円 ※1,000円未満は切り捨てる。

蓄電システム登録済製品一覧検索(下記URL)から該当する機器の「パッケージ型番」と「定格出力」を参照して入力してください。  
(令和7年度登録済機器についても対象です。)

**【蓄電システム登録済製品一覧検索】**  
<https://zehweb.jp/registration/battery/>

蓄電池パッケージに含まれるケーブルやリモコン等の費用は全て蓄電池設備費として計上してください。

設備の運搬費、足場の設置費用を含みます。  
電力申請等の事務費、調査・設計費、人件費などの諸経費は除いてください。

5 施工業者 **※全ての項目を漏れなく記入してください。事業者名は契約書と一致させてください。**

事業者名	
事業所の所在地	〒
代表者職・氏名	
担当者の連絡先	(担当者名) (電話番号) (E-mail)

事業者名は契約書・見積書と一致させる。  
所在地は県内の支店や営業所の所在地を記入する。

受付できる例)  
 契約書・見積書・領収書に記載の請負業者: **株式会社〇〇 東京本社**  
 実際の施工: **株式会社〇〇 徳島支店**

受付できない例)  
 契約書・見積書・領収書に記載の請負業者: **×株式会社(徳島支店無し)**  
 実際の施工: **株式会社〇〇 徳島支店**

※補助対象設備の納入・施工を行う県内業者(契約の相手方)について記載すること。  
 なお、契約を県外の本社が行い、納入や施工等を県内の支店や営業所が行う体制である場合は、県内の支店や営業所を記載すること。

書類の不備があった際などに、修正のやりとりが可能な担当者を記載ください。

発電する電力の消費量計画書

1 申請者

氏名	自動反映
住所	

2 自家消費割合 ※自家消費割合が30%以上となる場合に限り補助対象

年間発電量【想定】 (A) = (B) + (C)	kWh
年間自家消費量【想定】 (B)	kWh
年間売電量【想定】 (C)	kWh
自家消費割合【想定】(B) / (A)	%
世帯人数	人

蓄電池を導入しない場合は「昼間の使用量」のみを入力

赤枠内は自動計算されます。

3 添付資料

上記「2 自家消費割合」の項目(A)、(B)の算出根拠資料を添付すること。

- (1) 年間発電量【想定】(A) ⇒ 月別の推定発電量をシミュレーションした資料を添付
- (2) 年間自家消費量【想定】(B) ⇒ 年間電力消費量が確認できる書類として  
過去12ヶ月分の電気使用量を確認できる資料 または  
過去数ヶ月の実績から一年間の電気使用量をシミュレーションした資料を添付

3 添付資料

(2) 年間自家消費量【想定】について

○原則過去12ヶ月分の電力使用実績を添付してください。

添付資料の例・電力会社のWEBマイページのスクリーンショット

- ・毎月発行される(または再発行した)検針票・請求書等を12ヶ月分並べて撮影、またはスキャンしたもの。

○12ヶ月分が揃わない・手元がない場合のみ、手元にある数ヶ月分の実績値をベースに一般的な家庭の月別消費傾向や、地域の気候特性を考慮して年間消費量を推計したシミュレーション資料を添付してください。

※「3ヶ月分の合計を4倍する」といった単純な計算による算出は認められません。電力使用量は季節により大きく変動します。

4 太陽光発電設備のみを設置し、蓄電池を導入しない場合は、以下の項目も記入

(1) 上記「年間自家消費量【想定】(B)」で記入した数値の内訳を選択してください。

- 昼間の使用量のみを計上している
- 昼・夜別の使用量を確認できないため、総使用量を記入している
- (2) 夜間(発電しない時間帯)の電力消費分を自家消費想定量に計上することはできない。昼・夜別の使用量を確認できない場合は、昼間使用量の根拠として下記について該当するものを全て選択すること。
- 日中(9時~17時)、自宅に1人以上在宅している日が週4日以上ある。
- 日中(9時~17時)、室温維持のためにエアコン等の空調設備を常時稼働させている。
- 洗濯乾燥機を、主に日中に使用している。
- エコキュート等の給湯機を、日中に沸き上げる設定にしている。
- 電気自動車(EV)を所有し、主に日中に自宅で充電している。
- その他、日中の電力消費に関する特筆すべき事情があれば、具体的に記入してください。

4 太陽光発電設備のみを設置し、蓄電池を導入しない場合

○「年間自家消費量【想定】(B)」には原則として「昼間の使用量」のみを記入してください。

資料に昼夜別の記載がなく数値が不明な場合は、当課にて昼間の使用量を算定します。その際は、年間総使用量の30%を最低値とし、左欄でチェックいただいた内容を考慮して、数値を加算し判断いたしますので、正確にご記入ください。

収支予算書

1 収入

(単位:円)

区分	予算額	備考
県補助金	自動反映	
自己資金		
その他		〇〇市補助金・ローン等
計	自動反映	

<備考>他の補助金を受給する場合にあつては、備考欄に当該補助金名を記載すること。

2 支出

(単位:円)

区分	予算額	備考
設備費	自動反映	
工事費		
その他		電力申請事務費
消費税		
計		

申請者

住所	自動反映
氏名	

赤枠内は自動反映されます。必要に応じて黄色着色部分を記入してください。

ローンや他の自治体の補助金等を利用する場合は記入してください。

補償、電力申請等の事務費、調査・設計費などの諸経費がある場合は記入してください。

	設備費	工事費	計
太陽光	自動反映		
蓄電池			
その他経費			
計(税抜)			自動反映
消費税			
計(税込)			

署名した日付

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

同意者（建物・土地の所有者）

住 所

氏 名 (自署)

電話番号

該当する方に○をつける

同意書

私が所有する（建物・土地）について、次の者が補助対象設備を設置すること及び令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金を申請することについて同意します。

1 申請者の氏名	自動反映
2 申請者の住所	
3 補助対象設備を設置する建物・土地の所在地	〒
4 補助対象設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池

設置箇所の所有者が直筆で記入した原本を提出してください。  
※ファックス・コピー不可

設置箇所の所有者が申請者と異なる場合、または共有名義の場合は以下を確認してください。

【同意書が必要かどうかの確認方法】

登記事項証明書「権利部（甲部）」を参照し、申請者の持分が過半数かで判断します。

申請者の持分が「半分以上」の場合

⇒ 同意書は 不要 です。

（例：2名共有で、持分が「1/2 ずつ」や「申請者が 6/10」の場合）

申請者の持分が「半分未満」の場合

⇒ 他の所有者の同意書が必要 です。

（例：2名共有で申請者が「2/10」、3名共有で「1/3 ずつ」の場合など）

様式1-6(第6条関係)

価格を確認し、記入した日付

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

自動反映

蓄電池価格確認書

(徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金)

補助対象設備である蓄電池の目標価格(12.5万円/kWh(工事費込み・税抜き))以下での調達(施工含む。)可否について確認※を行った結果、

調達が可能である。  調達に努めたが困難である。

⇒調達できない場合はその主な理由を記載

( )

※目標価格以下となる蓄電池の調達可否を確認するに当たっては、複数者からの見積りの取得や、販売事業者に対する確認を行うこと。

メーカー名	
パッケージ型番 (SII登録内容)	
蓄電容量 (A)	kWh (小数第2位以下切り捨て)
設備費(税抜き)	円 ※付帯設備( ) (備を除く)
工事費(税抜き)	円 ※蓄電池の設置に係る費用に限る。
合計金額(税抜き) (B)	円
蓄電池価格(円/kWh) (B)÷(A)	円

自動反映

蓄電池の調達については、努力目標として12.5万円/kWh以下となるように努める必要があります。

入力した価格に応じて、エクセル様式の下欄にメッセージが表示されます。「理由を記載してください」と表示された場合は、( )内に理由を記載してください。

- 例)
- ・既設太陽光システムとの互換性重視による特定機種選定のため
  - ・塩害対策仕様および特殊搬入・基礎工事費の発生のため
  - ・原材料高騰に伴うメーカー出荷価格の値上げによるため

※以下のように表示された場合は理由を記載してください。

←「調達に努めたが困難である」にチェック

←理由を記載してください

これらの様式は県の指示に従い、必要に応じて提出してください。

・様式第2号 補助金交付決定前着工届

※緊急かつやむを得ない事情等により、県がその必要性を個別に認めた場合に限り提出いただくものです。交付決定前の着工を認めるものではありません。

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

補助金交付決定前着工届

補助事業の交付決定前着工について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えてお届けします。

1 事業名 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

2 以下の各条件について誓約します。  
(1) 補助金交付決定を受けるまでの期間に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。  
(2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。  
(3) 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

3 着工予定年月日  
年 月 日

4 竣工予定年月日  
年 月 日

5 関係書類

・様式第3号 補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

※申請後、内容の変更や中止を検討される場合は、事前に必ず県担当者へご相談ください。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更  
補助事業 の 内 容 の 変 更 の 承認を受けたいので、徳島県地域脱炭素移行・  
の 中 止（ 廃 止 ）

再エネ推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

2 補助金の交付の指令番号  
年 月 日付け徳島県指令サ第 号

3 関係書類  
(1) 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書  
(2) その他必要な書類

・様式第4号 補助事業遂行状況報告書

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

補助事業遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

2 補助金の交付の指令番号  
年 月 日付け徳島県指令サ第 号

3 関係書類

令和 年 月 日

※申請日は県への持込日ではなく、不備書類を含め、全ての提出書類が県に揃った日となります。

徳島県知事 殿

住所  
氏名  
電話番号

自動反映

実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名 令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業)
- 2 補助金の交付の指令番号  
令和 年 月 日付け徳島県指令サ第 号
- 3 工事期間  
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 4 事業完了年月日  
令和 年 月 日 (内容: )
- 5 関係書類
  - (1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写し
  - (2) 補助対象設備に係る工事が適正に行われたことが確認できる写真  
(補助対象設備の設置状況や機器の銘板等が確認できるもの)
  - (3) 補助対象設備が新品であることが確認できる書類  
(メーカーの保証書または出荷証明書の写し等)
  - (4) 電力会社と電力需給契約を締結していることが確認できる書類の写し  
(電力需給契約書、売電契約書等(固定価格買取制度を利用しないことが分かるもの。))
  - (5) 収支精算書(様式1-7)
  - (6) 太陽光発電設備と直接連系していることが確認できる電気配線図面等の書類  
(交付申請時の図面から変更が生じた場合に限る。)
  - (7) その他知事が必要と認める書類

エクセルの入力欄に記入すると自動で埋まります。

交付決定通知の日付	←R〇.〇.〇の形式で半角で記入
交付決定通知の指令番号	

実際に機器を設置した工事期間を記入してください。

基本的には、補助事業者が、

- ①補助対象設備の引き渡しを受け
- ②工事代金全額の支払いが済んだ時点をもちて事業の完了(事業完了年月日)となりますが、関係書類(電力需給契約の写し、保証書、出荷証明書の写し等)の取得が上記①②より遅れる場合、最後に揃った関係書類に記載の日を事業完了年月日としてください。

事業完了年月日として記入した日付が何の種別であるかを記入してください。

- 例)
- ・工事代金支払完了日
  - ・設備引渡完了日
  - ・保証書発行日
  - ・電力契約書類受領日

例)申請時100万円分ローン契約としていたが取りやめて自己資金とし、事務費が減額となった場合の記入例

収支精算書

1 収入

(単位:円)

区分	予算額 A	精算額 B	差引額 B-A	備考
県補助金	608,000	608,000	0	
自己資金	812,000	1,757,000	945,000	
その他	1,000,000	0	-1,000,000	ローン中止
計	2,420,000	2,365,000	-55,000	

<備考>他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に当該補助金名を記載すること。

領収書の金額と一致していることを確認してください。

2 支出

(単位:円)

区分	予算額 A	精算額 B	差引額 B-A	備考
設備費	1,850,000	1,850,000	0	
工事費	200,000	200,000	0	
その他	150,000	100,000	-50,000	事務費減額
消費税	220,000	215,000	-5,000	
計	2,420,000	2,365,000	-55,000	

<備考>消費税は、その他欄に記載すること。

領収書の金額と一致していることを確認してください。

申請者

住所

氏名

自動反映

※赤枠内は自動反映されます。

黄色着色部分に最終的な金額を記入してください。

・ **金額に変更がない場合**：「精算額」欄に予算額と同額を記入してください。  
「差引額」欄が全て0円となっているのが正しい状態です。

・ **金額に変更がある場合**：「精算額」欄に確定した総額を記入し、  
備考欄に差引額の内訳を明記してください。

